

令和 2 年度建築物飲料水水質検査業精度管理「講評」



立入検査結果について

東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課建築物衛生担当

立入検査で確認する主な内容

1. 機械器具の整備・維持管理状況

- ・登録に必要な機械器具を有しているか
- ・申請内容と一致しているか

2. 検査室の整備・維持管理状況

- ・水質検査を適確に行うことができる検査室を有しているか

3. 帳簿書類の整備状況

- ・必要な書類を作成しているか
- ・水質検査方法や機械器具等の維持管理方法が
厚生労働省告示第117号に示す項目に適合しているか

機械器具

①	高圧蒸気滅菌器 及び 恒温器
②	フレイムレス－原子吸光光度計 又は 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は 誘導結合プラズマ－質量分析装置
③	イオンクロマトグラフ
④	乾燥器
⑤	全有機炭素定量装置
⑥	pH計
⑦	分光光度計 又は 光電光度計
⑧	ガスクロマトグラフ－質量分析装置
⑨	電子天びん 又は 化学天びん

検査室

- 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ドラフトチャンバーが設置されていること。
- 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- 細菌学的検査を行う場所と理化学検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- 天びん台など必要な部分に防振装置が施されていること。

令和2年4月1日の『審査基準』の改正により、
「ドラフトチャンバー」以外の項目が追加されました。

帳簿書類

- 機器管理台帳
- 薬品管理台帳
- 水質検査結果書
- 廃液・廃棄物処理記録
- 業務分担表



水質検査方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に適合しているかを確認

厚生労働省告示第117号

1. 水質検査方法（厚生労働省告示第261号のとおり）
2. 試料採取後の速やかな検査実施、検査試料の冷暗所保存
3. 水質検査結果の保存（5年間保存）
4. 試薬・標準物質の保管（施錠できる保管庫等）
5. 機械器具等の定期的な点検・整備等、点検記録の保管
6. 業務を委託する場合の手順、業務実施状況の把握方法
7. 苦情及び緊急時の連絡体制の整備

検査年月日	年 月 日
監視員	
立会者	

水

建築物事業登録営業所立入検査指導書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6に基づく立入検査結果は次のとおりです。

営業所名称	
営業所所在地	区・市・郡 町 丁目 番 号
登録番号	東京都 水 第 号
検査の区分	新規・再登録・変更・監視・他（ ）

1 検査結果（登録要件）

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具がある・申請内容と一致している・所有又は借用を証する書類がある。（高圧蒸気滅菌器、恒温器、フレイムレス原子吸光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置、pH計、分光光度計又は光電光度計、ガスクロマトグラフ質量分析計、電子天秤又は化学天秤）		
	2	水質検査を適確に行うことのできる検査室を有している。（全体配置が適当、実験台等の上の機械器具の配置が使用しやすい、ドラフトチャンバーの設置、換気扇・水栓・ガス栓・コンセント、細菌と理化学の区別、防塵装置）		
人的要件	3	水質検査実施者の資格及び実務経験が有効である。		
その他	4	申請した営業所所在地に営業所が実在している。		
	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準（告示）に適合している。		

2 監視結果

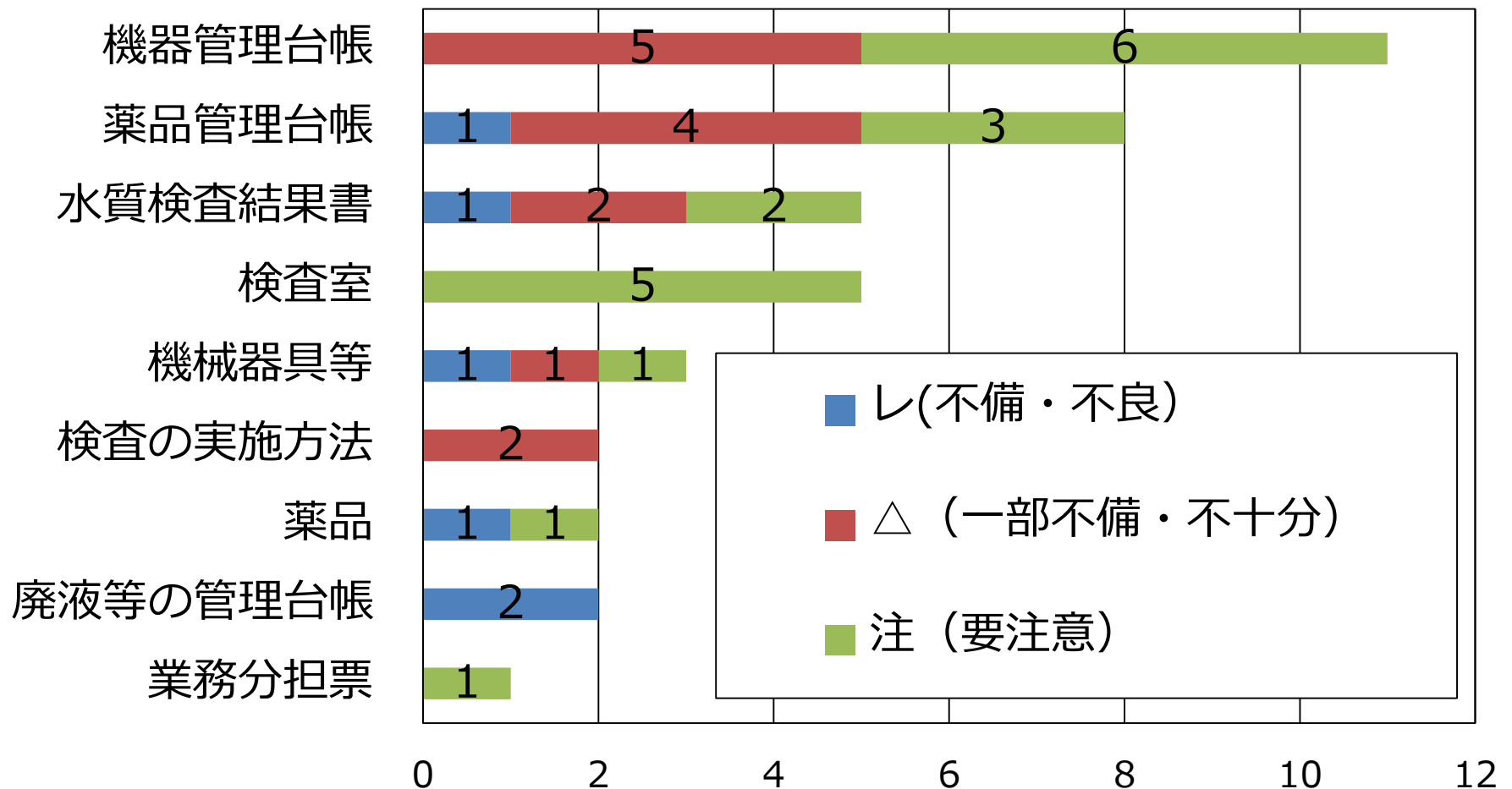
	項目	No.	検査項目	判定	備考
設備・書類等の整備状況	機器管理台帳	1	機器管理台帳を作成し、保存してある。		
		2	内容が適切に記載されている。（点検、その他）		
	水質検査結果書	3	結果書を作成し、控を保存してある。		
		4	内容が適切に記載されている。（検体、採水場所、採水年月日、検査責任者、試験目的、判定、その他）		
	業務分担表	5	業務分担が明確に記載されている。		
	薬品管理台帳	6	薬品の管理台帳を作成してある。		
	汚液等の管理台帳	7	排液・廃棄物の処理状況が記載されている。		
設備等の維持管理状況	機械器具等	8	機械器具等の点検・整備をしている。		
		9	標準的な仕様で業務に見合った量である。		
	検査室	10	整理・整備され清潔に保たれている。		
		11	広さは適切で作業しやすい配置になっている。		
		12	機械器具等が使用しやすい状態に保たれている。		
		13	細菌検査が適切な場所で行われている。		
	薬品	14	薬品の管理が適切である（施設等）。		
		15	薬品はJIS特級を使用している。（規定されたものは除く）		
	検査の実施方法	16	検体の取り扱いが適切である。（番号、運搬、保存、採水、その他）		
		17	採水後決められた期間で検査している。		
		18	定められた方法（省令）、又はそれ以上で検査している。		
その他	排液・廃棄物	19	保管・処理が適切である。		
	安全対策	20	機械器具等の安全対策が適切である。		
		21	換気・照明が適切である。		
その他	登録の表示	22	登録の表示が適切である。		
	作業手順	23	作業手順が適切である。（行機、委託方法、連絡体制）		

3 指導事項

判定欄の見方

☐…光溜・良好☐…不備・不良☐…即不備・不十分☐…要注意☐…該当せず

立入検査における不適数



検査期間：平成29年4月から令和2年1月まで
 検査総数：70件（延べ）

不適要因①：機器管理台帳

- 機器管理台帳を作成・保存していない。
- 点検記録を記載していない。

機器管理台帳

機器管理台帳（例）

年 月 日作成

一般名称		整 理 番 号	
商 品 名		購 入 年 月 日	年 月 日
型 式		製 造 番 号	
製 造 元	全台数分作成		
購 入 先			
	TEL ()		
	<付属部品>		
性 能 等			

機器管理台帳

保守・点検等管理状況		
年 月 日	内 容	担 当 者
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日	点検結果を記載	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

点検結果を記載

不適要因②：薬品管理台帳

- 薬品管理台帳を作成・保存していない。
- 薬品の残量の記載が不明確である。

藥品管理台帳 (例)

13

不適要因③：水質検査結果書

- 水質基準項目や基準値の表示に誤りがある。
- 公定法に適合していない。
- 検体名、採水年月日、検査年月日、試験目的、検査実施者名、判定、基準値等のいずれかの記載がない。

不適要因④：検査室

- 天びん台等の必要な部分に防振装置が施されていない。
- 細菌検査と理化学検査を同じ場所で行っている。（要注意）

不適要因⑤：機械器具等

- 定期的に水質検査機械器具の点検整備を行っていない。

当課のホームページ

事業登録や法令改正等に関する情報をお知らせしています。

建築物監視指導課のページ

検索



http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/